答 申 第 7 6 号
令和３年11月30日

青森県知事　殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会長職務代理者　　森　　雄　亮

青森県情報公開条例第17条第１項の規定による諮問について（答申）

令和３年４月23日付け青保第127号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

厚生労働省クラスター対策班の行程等が分かる文書についての一部開示決定処分に対する審査請求についての諮問

別　紙

答　　申

第１　審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）は、審査請求の対象となった行政文書において不開示とした部分のうち、厚生労働省クラスター対策班の職員の名前が記載された部分を開示すべきであるが、その余の部分を不開示としたことは妥当である。

第２　諮問事案の概要

１　行政文書開示請求

審査請求人は、令和２年10月27日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第５条の規定により、厚生労働省クラスター対策班が本県に派遣されたことに関連して、次に掲げる文書について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(1) 県の応対者の人数とそれぞれの職氏名

(2) クラスター対策班の行程が分かるもの（５Ｗ１Ｈ）

２　実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、上記１(1)に係る行政文書については、当該行政文書を作成する必要がなかったことから保有していないとし、また、同(2)に係る行政文書については、「クラスター対策班の対応について」と題する文書を特定した上で、その一部が条例第７条第３号及び第４号に該当するとして、一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和２年11月６日、審査請求人に通知した。

３　審査請求

審査請求人は、令和３年１月28日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第２条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第３　審査請求人の主張要旨

審査請求人が主張している審査請求の趣旨及び理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

１　審査請求の趣旨

本件処分の一部を取り消し､不開示とされた部分の開示を求めるというものである。

２　審査請求の理由

本件処分に係る決定通知書では、「厚生労働省クラスター対策班の職員名等を公開した場合、事務の遂行に支障を及ぼす可能性があること。」とある。

昨今、新型コロナウイルス感染で陽性者の情報漏えいが騒がれている。

「厚生労働省クラスター対策班の職員名等を公開した場合」に、なぜ「事務の遂行に支障を及ぼす可能性があること」になるのか疑問である。

「職員名等」は保護されるのではなく、むしろ公開されるべきである。

よって、本件処分は不当であり、開示をしない部分の開示を求める。

第４　実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、弁明書によると、おおむね次のとおりである。

１　厚生労働省クラスター対策班の職員名について

⑴　条例第７条第３号該当性

クラスター対策班は、新型コロナウイルス感染拡大防止支援のために厚生労働省から派遣されている職員であるが、新型コロナウイルス感染症に対して、一般的に不安や恐怖を抱えている人が多く、感染症の情報に関しても敏感になっており、クラスター対策班が県外からの移動者であることや感染症発生施設に調査に入っていることで、クラスター対策班に対し偏見の目が向けられる可能性が考えられた。

それにより、職員名を開示することで、個人又は家族が直接的又はＳＮＳ等による間接的な誹謗中傷の対象になるおそれがあるため、本件においては、公務員の職員名であっても職員の個人情報として保護される必要があることから、職員名を不開示情報として判断した。

⑵　条例第７条第７号該当性

本件処分では、クラスター対策班の行程が開示されているが、これに加えクラスター対策班の職員名が開示されれば、行程、職員名及び公になっている情報を照らし合わせることでクラスター対策班が調査に入った施設が特定される可能性がある。施設の特定によって、クラスター対策班及び県に対する調査の内容に関する問合せが殺到する可能性があった。

また、当時、クラスター対策班が県の派遣要請を受けて対策支援を行ったのは県内で初めての事例であったことから、クラスター対策班の動向に注目が集まっており職員名を公開した場合、クラスター対策班の個人を名指しした問合せがクラスター対策班及び県に増えることが考えられた。

上記２点の理由により、クラスター対策班及び県の事務作業が圧迫され事業の遂行に支障を及ぼす可能性があったことから職員名を不開示情報として判断した。

２　現地調査・指導・助言を行った施設名の条例第７条第４号該当性について

新型コロナウイルス感染症に対して、一般的に不安や恐怖を抱えている人が多く感染症の情報に関して敏感になっている。感染症が発生した施設名が非公表であっても、インターネット上での施設特定が行われ、デマや誹謗中傷等が発生した事例もニュースになっている。ましてや、感染症が発生した施設名を公にした場合、誹謗中傷及び風評被害が発生する可能性は非常に高い。

それにより、社会的活動の自由など当該施設の法的保護に値する権利や社会的評価、信用が損なわれ、施設の事業活動に影響が及び、事務の遂行に支障を及ぼす可能性があるため、施設名は不開示情報として判断した。

また、条例第７条第４号ただし書については、事業活動により生じたものを対象としており、新型コロナウイルス感染症の発生は事業活動によって生じたものでないことから、施設名開示には該当しない。

なお、施設名については、不特定多数の人が利用し、調査対象者を特定することが困難なことから、感染症のまん延を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にする目的で、県により公表されている。

３　処分内容の誤り

本件処分に係る決定通知書の「５　４の部分を開示しない理由」欄に、次のとおり、適用条項に漏れがあったことが確認された。

正　　条例第７条第３号、４号、７号

誤　　条例第７条第３号、４号

４　審査請求人の主張に対する意見

本件処分では、条例第７条第３号、第４号及び第７号に該当する部分を不開示とし、一部を開示したものである。

審査請求人の主張する「「職員名等」は保護されるのではなく、むしろ公開されるべきである。」という理由は、不開示情報を開示すべき理由には該当しないと判断する。

第５　審査会の判断理由

１　条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第１条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第３条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

２　本件審査請求の対象となった行政文書について

審査請求書の「審査請求の理由」の記載から判断すると、本件開示請求に係る行政文書のうち、本件審査請求の対象となったものは、「クラスター対策班の対応について」と題する文書（以下「本件対象文書」という。）であると認められる。

３　本件対象文書の内容について

当審査会において本件対象文書の内容を見分したところ、本件対象文書には、令和２年10月に厚生労働省から本県に派遣されたクラスター対策班の職員の名前、来県後のクラスター対策班の行程、クラスター対策班が現地調査等を行った施設の名称等が記載されていると認められる。

４　不開示部分について

実施機関は、本件対象文書のうち、クラスター対策班の職員の名前が記載された部分（以下「本件不開示部分１」という。）、及びクラスター対策班が現地調査等を行った施設の名称が記載された部分の一部（以下「本件不開示部分２」という。）を不開示としている。

5　クラスター対策班について

厚生労働省の令和２年２月25日付け報道発表資料によると、クラスター対策班は、同省の新型コロナウイルス対策本部に設置された国内の感染症の専門家で構成する組織であり、新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した自治体と連携し、クラスター発生の早期探知、専門家チームの派遣、データの収集分析と対応策の検討などを行うこととされている。

本県には、厚生労働省に対する派遣要請に基づき、令和２年10月に初めて派遣されている。

6　本件不開示部分１の不開示情報該当性について

(1)　条例第７条第３号該当性について

実施機関は、本件処分において、条例第７条第３号に該当するとして、本件不開示部分１を不開示としていることから、以下、本件不開示部分１の同号該当性について検討する。

ア　条例第７条第３号本文の趣旨

(ｱ)　条例第７条第３号は、個人に関する情報の不開示情報としての要件を定めており、同号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定し、これらの情報については、原則として不開示とすることとしている。

(ｲ)　プライバシーに関する情報については、個人の尊厳を確保し、基本的人権を尊重するという観点から最大限に保護されるべきであるが、プライバシーは、個人の内面的な意識の問題であり、また、個人差があることから、その具体的な内容や保護すべき範囲を明確に規定し尽くすことは極めて困難である。このため、「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」と包括的に規定することにより、このような情報は、原則として不開示とすることとしたものであり、さらに、たとえ特定の個人が識別されない情報であっても、公にすることにより、個人の権利利益を害することがあり得ることから、このような情報についても、原則として不開示とすることとしたものである。

イ　条例第７条第３号本文該当性

本件不開示部分１には、本県に派遣されたクラスター対策班に所属する職員５

名の名前が記載されている。

よって、本件不開示部分１は、当該職員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められるから、条例第７条第３号本文に該当する。

ウ　条例第７条第３号ただし書該当性

(ｱ) 条例第７条第３号ただし書の趣旨

a　条例第７条第３号ただし書は、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（ただし書イ）、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」（ただし書ロ）又は「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員（中略）の氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分」（ただし書ハ）に該当する場合は、開示すると規定している。

b　同号本文に該当する情報であっても、個人の権利利益を侵害せず不開示とする必要のないもの及び個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきものについては、例外的に開示することとしたものである。

(ｲ) 条例第７条第３号ただし書イ該当性

関係する法令等において、クラスター対策班の職員名の公開を義務付けるような趣旨の規定は存在せず、また、報道発表等により、来県したクラスター対策班の職員の名前が公表されたとの事情も存しないから、本件不開示部分１は、条例第７条第３号ただし書イに該当しない。

(ｳ) 条例第７条第３号ただし書ロ該当性

本件不開示部分１が、条例第７条第３号ただし書ロに該当しないことは明らかである。

(ｴ) 条例第７条第３号ただし書ハ該当性

当審査会の事務局職員をして実施機関に確認させたところ、本県に派遣されたクラスター対策班の職員は、国家公務員又は地方公務員いずれかの身分を有しているとのことである。

そして、本件対象文書には、本県に派遣されたクラスター対策班の職員が本県において実施した用務に関する情報が記載されており、当該情報は「公務員等の職務の遂行に係る情報」であると認められるから、本件不開示部分１は、条例第７条第３号ただし書ハに該当する。

エ　実施機関の主張について

実施機関は、クラスター対策班が県外からの移動者であることや、感染症が発生した施設に調査に入っていることで、クラスター対策班に対し偏見の目が向けられる可能性が考えられ、職員名を開示すると、クラスター対策班の職員個人又

は家族が直接的又はＳＮＳ等による間接的な誹謗中傷の対象になるおそれがあるとして、公務員であっても、職員の個人情報として保護される必要があると主張している。

条例第７条第３号ただし書ハは、警察職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該警察職員の氏名については、これを公にした場合、職務遂行上大きな支障を生じるおそれや職員個人又は家族に対する嫌がらせ、報復のおそれがあるとして、「公務員等の職務の遂行に係る情報」であっても、開示しないこととしている。

しかし、クラスター対策班の職員は警察職員ではない以上、本件不開示部分１をただし書ハの「公務員等の職務の遂行に係る情報」から除外し、不開示と判断することはできないのであるから、実施機関の主張には理由がない。

(2) 付加的主張（条例第７条第７号該当性）について

ア　不開示理由の追加について

実施機関は、弁明書において、本件不開示部分１を公にした場合、次に掲げる理由により、クラスター対策班及び県の事務作業が圧迫され、事務事業の遂行に支障を及ぼす可能性があったとして、本件不開示部分１は、条例第７条第７号にも該当する旨主張し、本件審査請求の後に不開示理由を追加している。

(ｱ) クラスター対策班の行程､職員名及び公になっている情報と照合することで、クラスター対策班が調査に入った施設が特定される可能性があり、施設の特定により、クラスター対策班及び県に対する調査の内容に関する問合せが殺到する可能性があったこと

(ｲ) クラスター対策班が県の派遣要請を受けて支援を行った県内初の事例であったことから、その動向に注目が集まっており、職員名を公開した場合、クラスター対策班及び県に対し、クラスター対策班職員個人を名指しした問合せが増えることが考えられたこと

イ　不開示理由の追加の可否について

不開示理由の付記が行政手続の一環として要求されているにもかかわらず、審査請求が提起されてから、理由の追加や変更を安易に認めてしまうと、理由付記の趣旨が没却され、信義に反する結果を招くおそれがあるといえる。

しかしながら、当審査会において実施機関から新たに追加された不開示理由について調査審議することができないとすると、実施機関は、答申を踏まえた裁決によって本件処分を取り消した後に、その新たな不開示理由により再び一部開示決定を行う可能性も否定できず、本件審査請求に対する迅速な決定を妨げる事態を生じさせることになりかねない。また、最高裁判所平成８年（行ツ）第236号同11年11月19日判決の趣旨に照らしても、不開示理由の追加や変更が認められないものではない。

さらに、弁明書は、実施機関によって審査請求人に送付されており、審査請求人には､追加した不開示理由に対する反論の機会も与えられているところである。

以上のことから、当審査会は、本件審査請求の後に追加された条例第７条第７号該当性についても調査審議を行ったものである。

ウ　条例第７条第７号の趣旨

(ｱ) 条例第７条第７号は、不開示情報として、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、同号イからホまでを掲げている。

(ｲ) これらは、各機関に共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することによって、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。

(ｳ) 本号に該当する情報には、これらの事務又は事業のほかにも、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものも含まれる。

(ｴ) なお、ここでいう「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものである。

エ　条例第７条第７号該当性について

本件処分当時は、新型コロナウイルスの感染者数が増加の一途をたどり、本県に初めてクラスター対策班が派遣されたことが広く報道され、県民から大きな関心が寄せられていたことを考慮しても、実施機関が主張する上記アの(ｱ)及び(ｲ)の理由は、いずれも抽象的な可能性を指摘するにとどまるものと言わざるを得ず、その主張は具体性を欠くものである。

このため、本件不開示部分１を公にすることにより、クラスター対策班及び県の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる蓋然性があったとまでは認められないから、本件不開示部分１は、条例第７条第７号に該当しない。

(3) 以上のとおり、本件不開示部分１は、条例第７条第３号及び第７号には該当しないため、実施機関は、これを開示することが妥当である。

7　本件不開示部分２の不開示情報該当性について

(1) 条例第７条第４号該当性について

実施機関は、本件処分において、条例第７条第４号に該当するとして本件不開示部分２を不開示としている。

本件不開示部分２には、クラスター対策班による現地調査等の対象となった地方公共団体が管理運営する施設の名称（以下「公的施設名」という。）及び民間事業者が運営する施設の名称（以下「民間施設名」という。）が記載されていることから、以下、公的施設名及び民間施設名の同号該当性について検討する。

ア　条例第７条第４号本文の趣旨

(ｱ) 条例第７条第４号は、不開示情報として、「法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

(ｲ) このうち、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指し、「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。

また、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要があり、「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものである。

イ　公的施設名の条例第７条第４号該当性について

条例第７条第４号の「法人その他の団体」からは、地方公共団体が除かれている以上、公的施設名が同号に該当しないことは明らかである。

ウ　民間施設名の条例第７条第４号該当性について

(ｱ) 条例第７条第４号本文該当性

本件処分時点において、新型コロナウイルスの感染者やクラスターの発生した施設等に対し、周辺住民等から厳しい批判の目が向けられていた状況にあったことを考慮すると、民間施設名を公にした場合には、当該施設において十分な感染防止対策が採られていたとしても、批判的な風評や誹謗中傷により、施設利用者の減少が見込まれ、加えて、クラスター発生についての問合せや苦情等への対応により、当該施設の通常業務が停滞することも想定されるところである。

以上のことから、民間施設名を公にすることにより、当該施設を運営する法人の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

(ｲ) 条例第７条第４号ただし書該当性

a　条例第７条第４号ただし書の趣旨

法人等又は事業を営む個人の事業活動上の利益は十分に保護されなければならないが、その事業活動によって、人の生命、健康、生活又は財産に危害が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、危害の拡大防止、再発防止又は未然防止を図るため、事業情報を開示することが必要となる場合がある。

このため、条例第７条第４号ただし書では、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、開示することとしたものである。

b　条例第７条第４号ただし書該当性

県では、新型コロナウイルス感染症に関する情報の公表基準を定め、感染者に接触した可能性のある者を把握できていない場合に、感染症のまん延を防止し、感染リスクの影響を最小限にする目的で、新型コロナウイルス感染症患者の行動歴として、利用した施設の名称を公表している。

本件処分時点において､県が民間施設名を公表していないことからすると、県は新型コロナウイルス感染の可能性がある当該施設の利用者等を把握していたものと考えられる。そうすると、感染症のまん延を防止して人の生命、健康等を保護するために、クラスターが発生した民間施設名を公にして、新型コロナウイルス感染の可能性がある者への注意喚起を図る必要性があったとまでは認められない。

このことを踏まえると、民間施設名を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、当該施設を運営する法人の権利利益とを比較衡量した場合に、前者の利益が後者の利益を上回るとは認められないから、民間施設名は、条例第７条第４号ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため､公にすることが必要であると認められる情報｣には該当しない。

c　実施機関の主張について

なお、実施機関は、条例第７条第４号ただし書については、事業活動により生じたものを対象としており、新型コロナウイルス感染症の発生は事業活動よって生じたものではないから、同号に規定する「事業から生じ、又は生ずるおそれのある危害」とは言えない旨主張している。

しかしながら、当該法人が事業活動を営む施設内において、新型コロナウイルス感染症の拡大が確認されている以上、当該法人の事業活動から生じたものでないとして､同規定の適用を否定する実施機関の主張には理由がない。

エ　以上から、本件不開示部分２のうち、民間施設名は条例第７条第４号に該当するが、公的施設名は同号に該当しない。

(2) 付加的主張（条例第７条第７号該当性）について

実施機関は、調査審議の過程で当審査会に提出した書面において、公的施設名に係る不開示理由を変更し、公的施設名は、条例第７条第４号には該当せず、同条第７号に該当する旨主張している。

当審査会は、本件審査請求の迅速な決定の観点から、実施機関から提出された書面を審査請求人に送付し、反論の機会を与えた上で、以下のとおり、第７条第７号該当性についても検討を行った。

ア　実施機関の主張について

実施機関は、公的施設名を不開示とする理由について、地方公共団体が経営する企業については、企業経営という事業の性質上、条例第７条第４号の法人等に関する情報と同様に、その正当な利益を保護する必要があるため、条例第７条第７号に該当する旨説明しており、その趣旨からは、同号ホ該当性を主張しているものと判断される。

イ　条例第７条第７号ホの趣旨

条例第７条第７号のうち、「ホ　県、国若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」の趣旨は、県、国若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業等に係る事業については、企業経営という事業の性質上、同条第４号の法人等に関する情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。

ただし、「正当な利益」の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、その開示の範囲は同号の法人等とでは当然異なり、県、国若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業等に係る事業に関する情報の不開示の範囲は、より狭いものとなる場合があり得るとされている。

ウ　公的施設名の条例第７条第７号ホ該当性について

本件処分時点において、新型コロナウイルスのクラスターが発生した施設等に対し、周辺住民等から批判の目が向けられていたことを考慮すると、公的施設名を公にした場合には、民間施設名と同様に、批判的な風評や誹謗中傷によって施設利用者の減少が見込まれるほか、クラスターの発生についての問合せや苦情等への対応により、当該施設の通常業務が停滞することも想定されるところである。

一方で、本件処分時点において、県が公的施設名を公表していないことからすると、県は新型コロナウイルス感染の可能性がある当該施設の利用者等を把握していたものと考えられるから、感染症のまん延を防止して人の生命、健康等を保護するために、クラスターが発生した公的施設名を公にして、新型コロナウイルス感染の可能性がある者への注意喚起を図るという公益的な開示の必要性があったとまでは認められない。

以上のことを踏まえると、当該施設の経営主体が地方公共団体であり、その事

業の公的な性格から一定のアカウンタビリティが求められるとしても、公的施設名を公にした場合には、当該地方公共団体が運営する事業に関して、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められるから、公的施設名は、条例第７条第７号ホに該当する。

(3)　以上から、本件不開示部分２のうち、民間施設名は条例第７条第４号に、公的施設名は同条第７号に、それぞれ該当するため、実施機関が本件不開示部分２を不開示としたことは妥当である。

８　結論

以上のとおり、実施機関が本件処分において不開示とした部分のうち、本件不開示部分１については不開示情報に該当しないため開示することが妥当であるが、その余の部分については不開示情報に該当するので、第１のとおり判断する。

９　付言

実施機関は、前述のとおり、本件審査請求の後になって、不開示情報該当性について再検討を行い、不開示理由の追加及び変更を行っている。

行政処分における理由付記の制度は、不開示理由について実施機関の判断の慎重・合理性を担保して、その恣意を抑制するとともに、開示請求者の審査請求に便宜を与える趣旨から設けられているものと解される。

そのため、審査請求が行われた後に不開示理由の追加又は変更をすることは適切ではなく、処分時において十分に精査すべきものである。

実施機関においては、再発防止に向け、慎重かつ適正な情報公開制度の運用に努められたい。

第６　審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年　月　日	処　　理　　内　　容
令和３年４月23日	・実施機関からの諮問書及び弁明書を受理した。
令和３年６月18日 （第122回審査会）	・審査を行った。
令和３年７月16日 （第123回審査会）	・審査を行った。
令和３年８月20日 （第124回審査会）	・審査を行った。
令和３年８月24日	・実施機関に対して書面の提出要求を行った。
令和３年９月７日	・実施機関からの書面を受理した。
令和３年９月17日 （第125回審査会）	・審査を行った。
令和３年10月22日 （第126回審査会）	・審査を行った。
令和３年11月19日 （第127回審査会）	・審査を行った。

（参考）

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏　　名	役　　職　　名　　等	備　　　考
加藤　徳子	消費生活アドバイザー	
香取　真理	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
児山　正史	国立大学法人弘前大学人文社会科学部准教授	
竹本　真紀	弁護士	会長 （本件審査回避）
森　　雄亮	弁護士	会長職務代理者

（令和３年11月30日現在）